

# 東京電力福島原発刑事訴訟

## 東電元幹部の 刑事責任を問う裁判に 厳正な判決を求めます!!



世界中を震撼させた福島原発事故。多くの住民が避難を強いられ、そのうちかなりの方は未だに元の土地に戻れずにいます。既にお亡くなりになってしまった方も少なくありません。

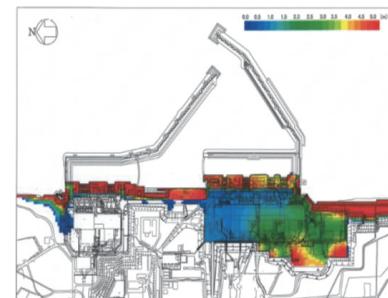
6月30日、福島原発事故刑事裁判の初公判では、検察官役の指定弁護士から、東京電力は津波を予測し、対策も検討していたにもかかわらず、最終的に対策を先送りしたという証拠の数々が提出されました。

被告人らは、津波は予測できなかった、たとえ津波を予測して対策をとっても、時間的に間に合わなかつたので、責任はないのだと主張しています。それに対して、指定弁護士は対策が完了して、安全が確保できるまでは原発を止めるべきだったと指摘しました。

安全が確保されていない原発を運転することは犯罪であると断じています。

### ○ どんな裁判か？

東電福島原発事故の東電元幹部の刑事責任を問う裁判です。検察官は「不起訴」としたが、一般市民による検察審査会がこれを覆し、「強制起訴」によって、裁判を起こすよう決定しました。そのため、この裁判では、検察官の代わりに、裁判所が指定した弁護士（指定弁護士）が被告人の罪を追及します。



### ○ 刑事被告人

勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長



### ○ 問われる罪

被告人らは、福島第一原発に敷地を超える大津波が来ると重大事故を起こすことを予見できたのに、津波対策を取らず、そのため起きた事故で入院患者などに避難を強いて死亡させたなどの「業務上過失致死傷」の罪で起訴されました。

